

丹波山村

高齢者保健福祉計画

第7期介護保険事業計画

平成30年3月

丹波山村

目次

総論

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の背景・趣旨	1
2 第7期介護保険事業計画のポイント	2
3 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた法律の改正	3
4 計画の位置づけ	4
5 計画の期間と見直し時期	4
6 計画の策定体制	5
第2章 高齢者を取り巻く現状	6
1 高齢者の状況	6
2 高齢者世帯の状況	8
3 要支援・要介護認定者の状況	9
4 介護保険サービスの利用状況	11
5 日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査	12
各論	
第3章 計画の基本的な考え方	20
1 計画の基本理念	20
2 基本方針	21
3 計画の体系	22
4 日常生活圏域の設定	23
第4章 保健福祉サービスの充実	24
1 高齢者の生きがいづくり	24
2 保健サービス	25
3 生活介護サービス	27
4 権利擁護の推進	29
第5章 地域支援事業の推進	30
1 介護予防・日常生活支援総合事業	31
2 包括的支援事業	34
3 任意事業	38
第6章 介護保険サービスの充実	40
1 居宅介護サービス・介護予防サービス	40
2 地域密着型サービス	44
3 施設サービス	47

第7章 介護保険事業費の算定	48
1 介護保険サービスの利用見込み	48
2 介護保険給付にかかる事業費と保険料の見込み	51
第8章 計画の円滑な運営に向けて	53
1 連携体制の強化	53
2 情報提供と相談体制の充実	54
3 サービス手続きの簡素化	54

總論

第1章 計画策定にあたって

1 計画の背景・趣旨

介護保険制度が開始されてから17年が経過し、「介護の社会化」や地域包括支援センターの整備など、本格的な高齢社会の到来に備えた基盤整備が進められてきましたが、近年、介護給付費の増加や介護従事者の不足などといった課題が山積している現状にあります。

特に、平成37年度を境に団塊の世代がすべて後期高齢者となることから、要介護認定者や認知症高齢者の増加による介護給付費等の負担の増加だけでなく、高齢者のみ世帯の増加による老老介護や孤独死などの増加が懸念されており、今後ますます増えていく介護ニーズへの対応や医療・介護の連携などが喫緊の課題となっています。

こうした状況に対応するため、国は平成18年から、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」構築のための体制づくりを推進してきました。

第7期計画では、これまでの地域包括ケアシステムの深化として、地域共生社会の実現に向けた、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備や自立支援、介護予防・重度化防止の推進などが求められています。

本計画は、このような流れを受けて、本村の介護保険事業に係る基本的事項を定め、適切な介護サービス及び地域支援事業を提供するとともに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、健康で自立した生活を送ることができるよう、「丹波山村高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」として策定するものです。

2 第7期介護保険事業計画のポイント

第7期計画では、平成37年度を見据えた中長期的なサービス給付・保険料水準の推計、地域包括ケアシステムの構築に向けた第6期計画を検証し、地域の課題と向き合うとともに、「我が事」「丸ごと」の地域共生社会の実現を目指すことが重要となります。

（1）自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムの推進と制度の持続可能性を維持するために、介護保険の保険者である市町村が地域の課題を分析し、自立支援・重度化防止に取り組むよう、データに基づく課題分析と対応、適切な指標による実績評価、財政的インセンティブの付与が法律により制度化されました。

市町村においてはこれまで以上に、データに基づく地域の課題分析やそれを踏まえた取り組み内容・目標の明確化が求められるとともに、成果指標に基づく評価と事業の改善を継続的に行うことが必要となります。

（2）総合確保方針の改訂等を踏まえた医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携の推進により、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくために、市町村が主体となって、日常生活圏域において必要となる在宅医療・介護連携のための体制を充実させることが求められています。

（3）新オレンジプランに基づく認知症施策の充実

認知症カフェの設置促進や、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進などの施策が掲げられており、認知症の人を含めた高齢者支援のための地域コミュニティづくりの推進が求められています。

3 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた法律の改正

地域包括ケアシステムの深化・推進と、介護保険制度の持続可能性を確保するために、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成 29 年 6 月に公布されました。

(1) 医療及び居住に関する施策との有機的な連携

介護給付等対象サービス等に関する施策を、居住等に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進する観点から、市町村の介護事業担当部局においても、住宅担当部局をはじめとした関係部局と連携を図ることが求められています。

(2) 「介護医療院」の創設による、医療・介護の連携の促進

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへ対応するため、長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、介護・機能訓練・その他必要な医療・日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、平成 29 年度末で廃止される介護療養病床に代わり「介護医療院」が新たに創設されます。なお、転換期限が平成 35 年度まで延長されています。

(3) 住民と行政の協働による包括的支援体制の構築、「共生型サービス」の創設

高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づけます（指定基準等は、平成 30 年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討）。

(4) 所得の高い層の利用者自己負担割合を 2 割から 3 割に変更

世代間・世代内の公平性を確保するため、現役世代並みの所得がある利用者への負担割合が見直され、2 割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を 3 割とします。

4 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定する計画であり、市町村老人福祉計画として策定するものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画として策定するものです。

本村においては、高齢者保健福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るために、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体として策定します。

(2) 関連計画との位置づけ

本計画は、村の最上位計画である「第4次丹波山村総合計画」のほか、各種法律に基づく関連計画との整合、連携を図るものとします。

5 計画の期間と見直し時期

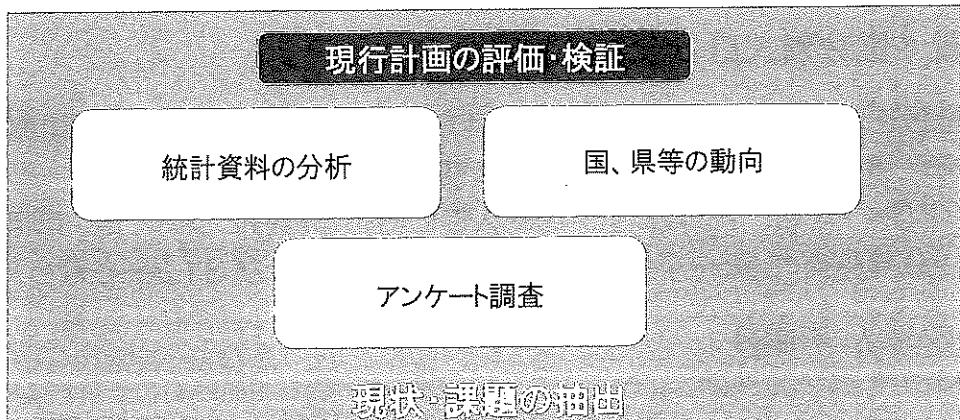
本計画の計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間と定めます。

また、すべての団塊の世代が75歳以上になる平成37年度の姿を見据えた、中長期的な視点に立った施策の展開を図る期間となります。

平成18年の介護保険制度改定 (予防重視型システムへの転換)												平成27年、平成30年の介護保険制度改定 (地域包括ケアシステムの深化・推進)											
18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年			
第3期計画		第4期計画		第5期計画		第6期計画		第7期計画 (本計画)		第8期計画		第9期計画											
									平成37年度までの目標設定														

6 計画の策定体制

本計画は、現行計画の評価・検証により課題を抽出し、課題への取り組みとして今後の施策の方向性を検討し、策定しました。



- ・施策の検討
 - ・介護保険サービス等の提供量の検討
 - ・介護保険料の見込み
 - ・高齢者に係る将来動向の見込み
 - ・他団体、府内での連携方策の検討
- など

丹波山村高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

第2章 高齢者を取り巻く現状

1 高齢者の状況

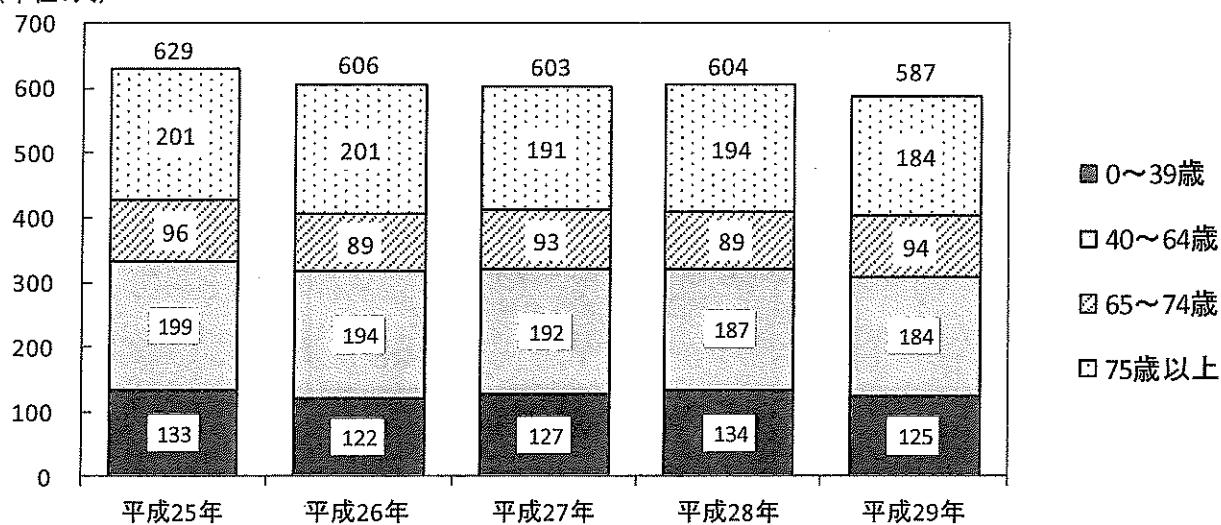
(1) 年齢4区分別人口と割合の推移

人口の推移をみると、総人口は平成26年から平成28年まで、ほぼ横ばいでしたが、平成29年に減少し、587人となっています。

高齢者（65～74歳、75歳以上）の総人口に占める割合については、ほぼ横ばいであり、平成29年時点で65～74歳が16.0%、75歳以上が31.3%となっています。

【年齢4区分別人口の推移】

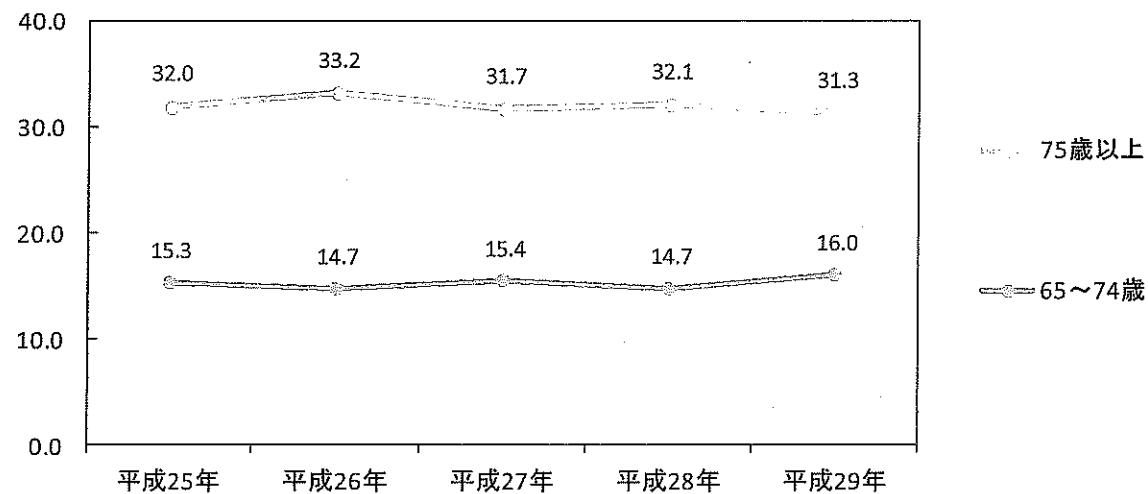
(単位:人)



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

【年齢4区分別人口割合の推移】

(単位: %)



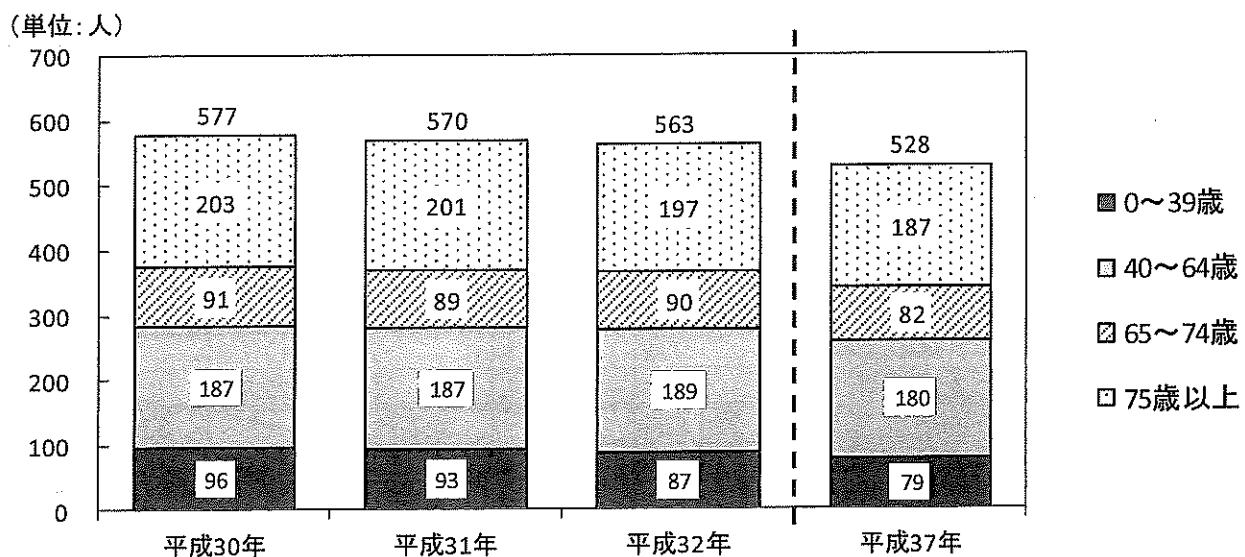
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 年齢4区分別人口と割合の推計

地域包括ケア「見える化」システムを用い、人口推計を行った結果、総人口は年々減少傾向となっています。

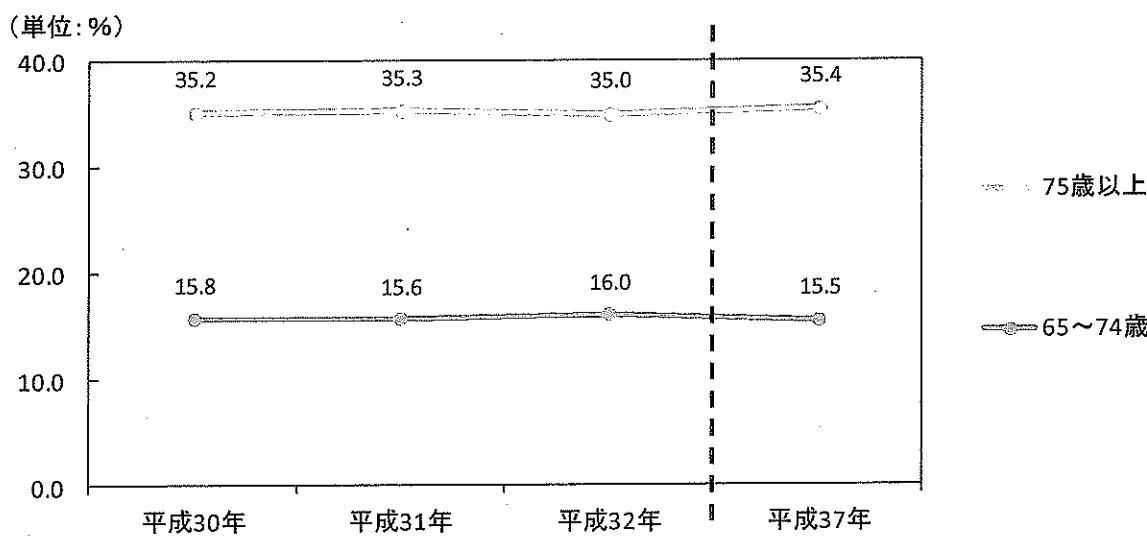
高齢者人口については、65～74歳については平成32年から平成37年にかけて8人減少し、75歳以上では年々減少しています。また総人口に占める高齢者の割合については、ほぼ横ばいとなっています。

【年齢4区分別人口の推計】



資料：地域包括ケア「見える化」システム

【年齢4区分別人口割合の推計】



資料：地域包括ケア「見える化」システム

2 高齢者世帯の状況

(1) 高齢者世帯の推移

本村の一般世帯数と高齢者のいる世帯数をみると、ともに平成 17 年から平成 27 年にかけて約 60 世帯減少しています。

また高齢者単身世帯については、平成 27 年には 68 世帯、高齢者夫婦世帯については 54 世帯となっており、平成 17 年に比べ減少しているものの、高齢者単身世帯については一般世帯に占める割合が増加しています。

山梨県と比較すると、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯ともに、各年で県よりも割合が 2 倍以上高くなっています。

(単位:世帯)

		平成17年		平成22年		平成27年	
		世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
丹波山村	一般世帯数	356		334		294	
	高齢者のいる世帯	247	69.4 %	212	63.5 %	190	64.6 %
	高齢者単身世帯	72	20.2 %	59	17.7 %	68	23.1 %
	高齢夫婦世帯	84	23.6 %	76	22.8 %	54	18.4 %
山梨県	一般世帯数	321,261		327,721		330,976	
	高齢者のいる世帯	128,803	40.1 %	139,553	42.6 %	152,362	46.0 %
	高齢者単身世帯	24,122	7.5 %	29,318	8.9 %	37,359	11.3 %
	高齢夫婦世帯	31,110	9.7 %	35,798	10.9 %	41,182	12.4 %

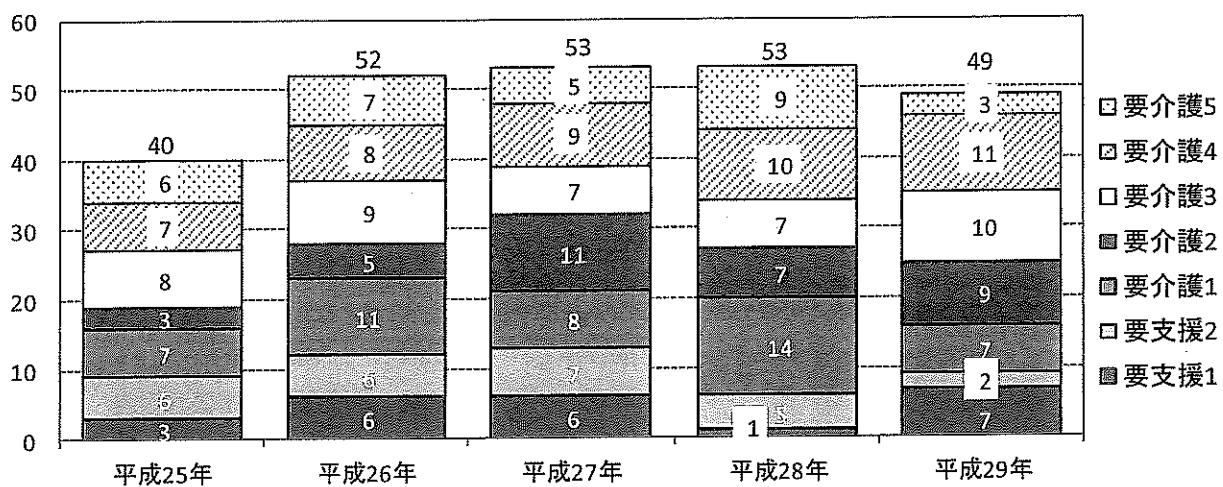
資料：国勢調査

3 要支援・要介護認定者の状況

(1) 要支援・要介護認定者の推移

認定区分別の要支援・要介護認定者数については、平成26年に増加し、その後ほぼ横ばいとなり、平成29年には49人となっています。また認定区分別にみると、要介護2について平成25年に比べ、平成29年では6人増加し、要介護4については年々1人ずつ増加しています。

(単位:人)

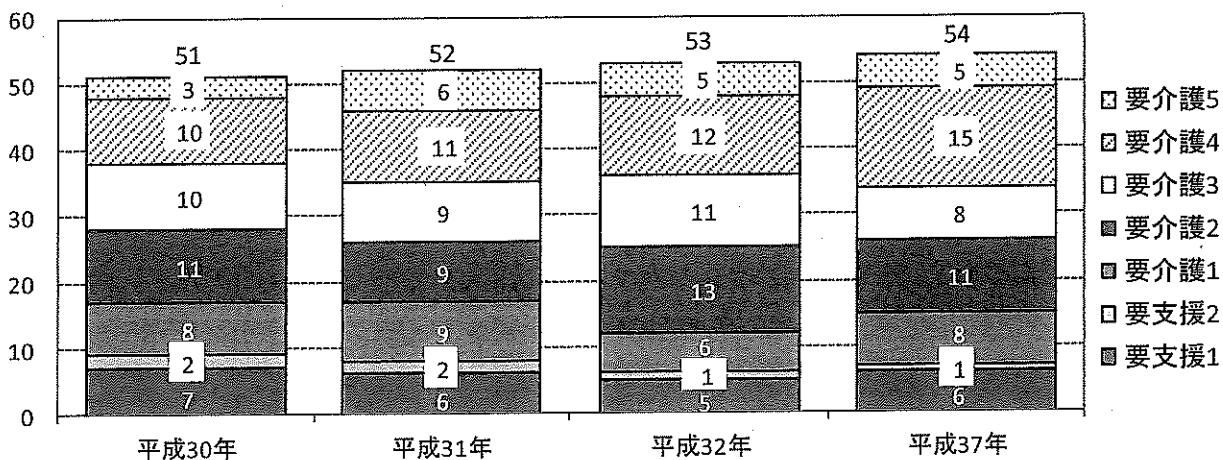


資料：介護保険事業状況報告 10月末時点

(2) 要支援・要介護認定者の推計

認定区分別の要支援・要介護認定者数の推計については、平成37年までほぼ横ばいとなっており、認定区分別についても、すべての区分でほぼ横ばいとなっています。

(単位:人)

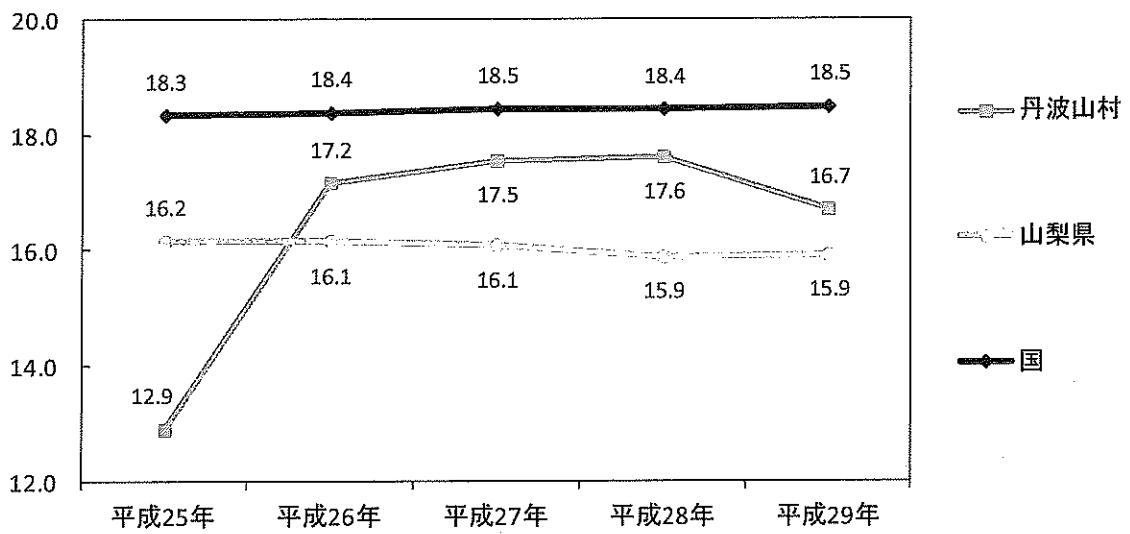


資料：地域包括ケア「見える化」システム

(3) 要支援・要介護の認定率の推移

認定区分別の要支援・要介護の認定率について、本村では平成26年に上昇し、17.2%となり、それ以降ほぼ横ばいとなっています。また国と山梨県と比較すると、平成25年には下回っていましたが、平成26年以降、山梨県よりも上回っています。

(単位: %)



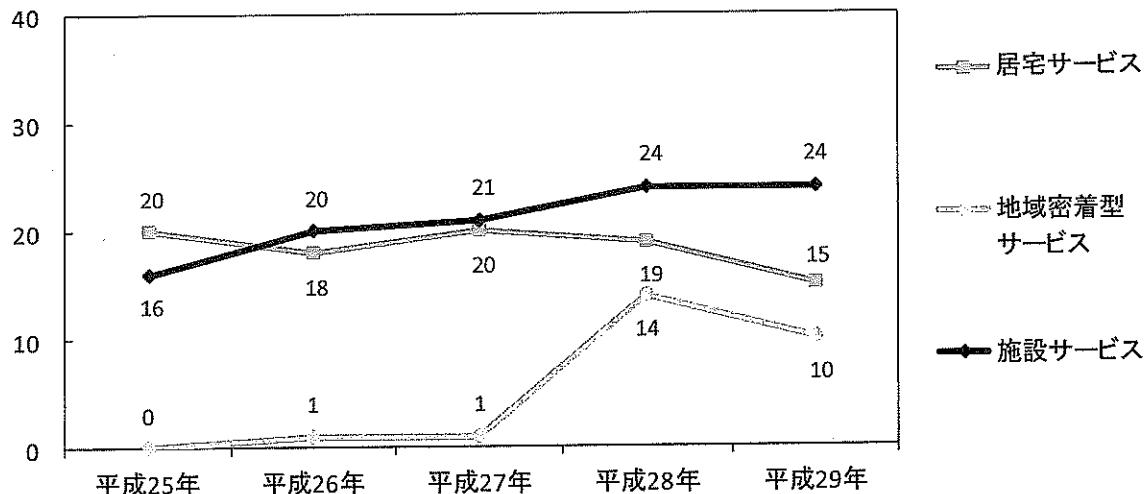
資料：介護保険事業状況報告 10月末時点

4 介護保険サービスの利用状況

(1) 介護保険サービスの利用状況の推移

サービス受給者の推移については、居宅サービスについては平成27年から減少傾向にあり、施設サービスについては平成26年から増加傾向にあります。また地域密着型サービスについては、通所介護において小規模施設が地域密着型通所介護へ移行したことにより、平成28年に増加しています。

(単位:人)

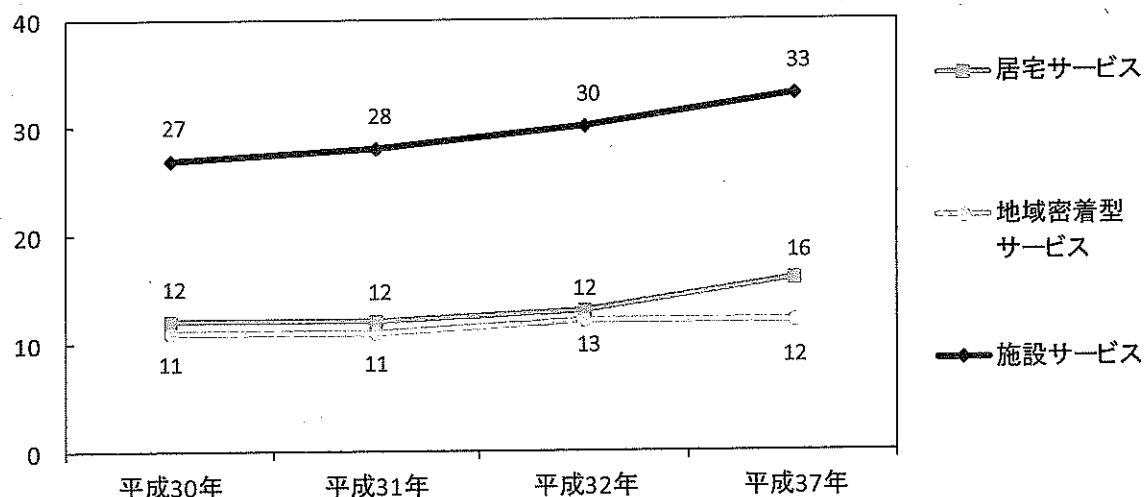


資料：介護保険事業状況報告 12月月報

(2) 介護保険サービスの利用の推計

サービス受給者の推計については、居宅サービスについては平成32年から平成37年にかけて増加傾向となっており、地域密着型サービスについては、ほぼ横ばいとなっています。また、施設サービスについては年々増加傾向となっています。

(単位:人)



資料：地域包括ケア「見える化」システム

5 日常生活圏域ニーズ調査・在宅介護実態調査

(1) 調査目的

日常生活圏域ニーズ調査については、現在は要支援・要介護認定を受けていない方に対して、今後も介護状態にならないように、現在の状況を調査し、必要となる事業を把握するために行いました。

在宅介護実態調査については、現在、在宅で介護を受けている人に調査を行うことで、現在の介護サービスの利用状況や今後の利用意向を把握することを目的に実施しました。

またその利用意向に応じて、今後のサービスの事業量に反映することが必要となります。

(2) 調査時期と調査方法

本調査は下図表のとおり実施しました。

	日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査時期	平成 29 年6月8日～6月 30 日	平成 29 年6月8日～6月 30 日
調査対象者	平成 29 年5月1日現在の住民基本台帳人口のうち平成 29 年5月1日で 65 歳に到達している者	平成 29 年5月1日現在の住民基本台帳人口のうち在宅要介護認定を受けている介護者
抽出方法	全数調査	全数調査
調査方法	村役場職員による配布・回収	村役場職員による配布・回収
配布件数	246 件	13 件
有効回収件数	233 件	13 件
回収率	94.7%	100.0%

(3) 日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

①転倒に対する不安

転倒に対する不安については、「とても不安である」及び「やや不安である」の合計が5割台となっています。

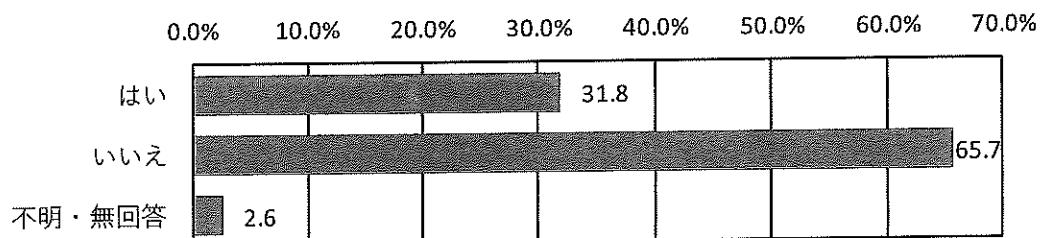
年代別にみると、「とても不安である」及び「やや不安である」の合計について年齢が上がるほど増加傾向にあり、90～94歳では7割台となっています。

%	とても不安である	やや不安である	あまり不安でない	不安でない	不明・無回答
全体(n=233)	20.2	38.6	21.9	17.6	1.7
65～69歳(n=45)	6.7	40.0	31.1	17.8	4.4
70～74歳(n=29)	-	31.0	41.4	24.1	3.4
75～79歳(n=49)	22.4	32.7	20.4	22.4	2.0
80～84歳(n=51)	33.3	43.1	7.8	15.7	-
85～89歳(n=44)	29.5	38.6	15.9	15.9	-
90～94歳(n=14)	21.4	50.0	28.6	-	-
95歳以上(n=1)	-	100.0	-	-	-

②外出を控えているか

外出を控えているかについては、「いいえ」が6割台となっている一方で、「はい」が3割台となっています。

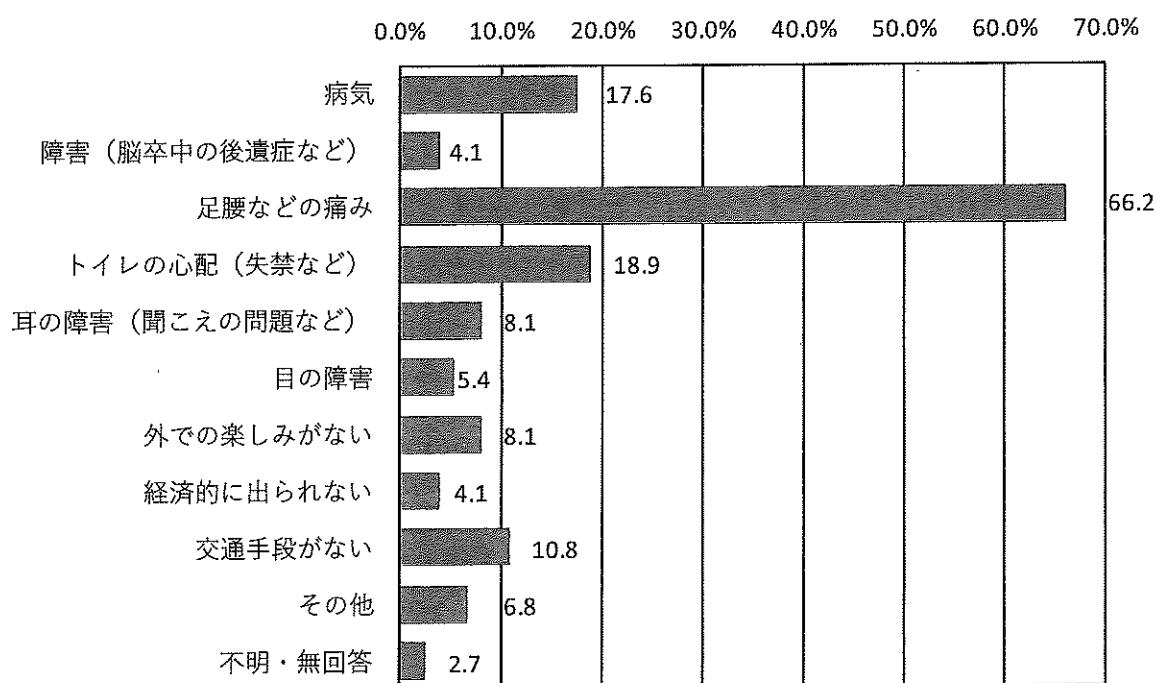
(n=233)



③外出を控えている理由

外出を控えている理由については、「足腰などの痛み」が 66.2%と最も多く、次いで「トイレの心配（失禁など）」が 18.9%、「病気」が 17.6%となっています。

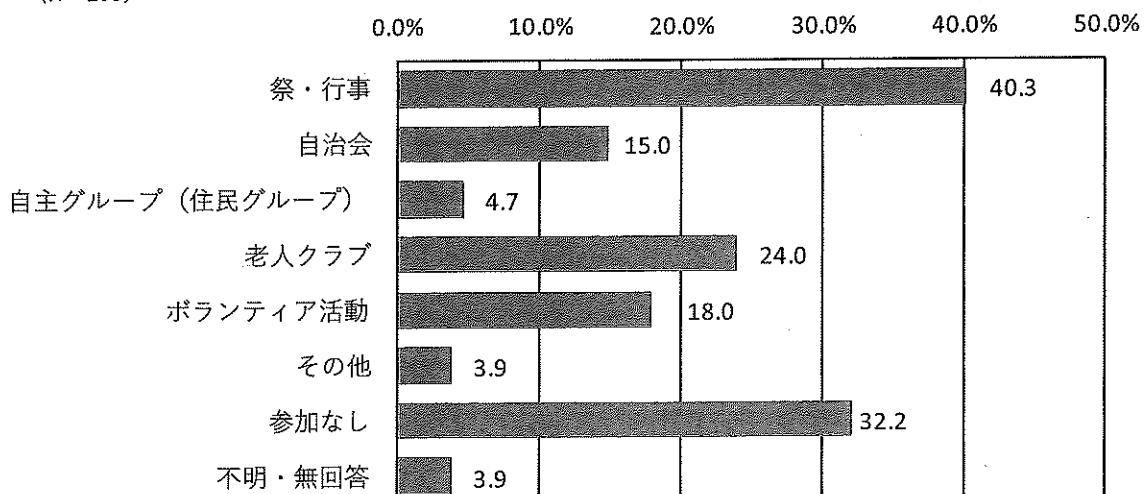
(n=74)



④地域活動やグループ等への参加

地域活動やグループ等への参加については、「祭・行事」が 40.3%と最も多く、次いで「参加なし」が 32.2%、「老人クラブ」が 24.0%となっています。

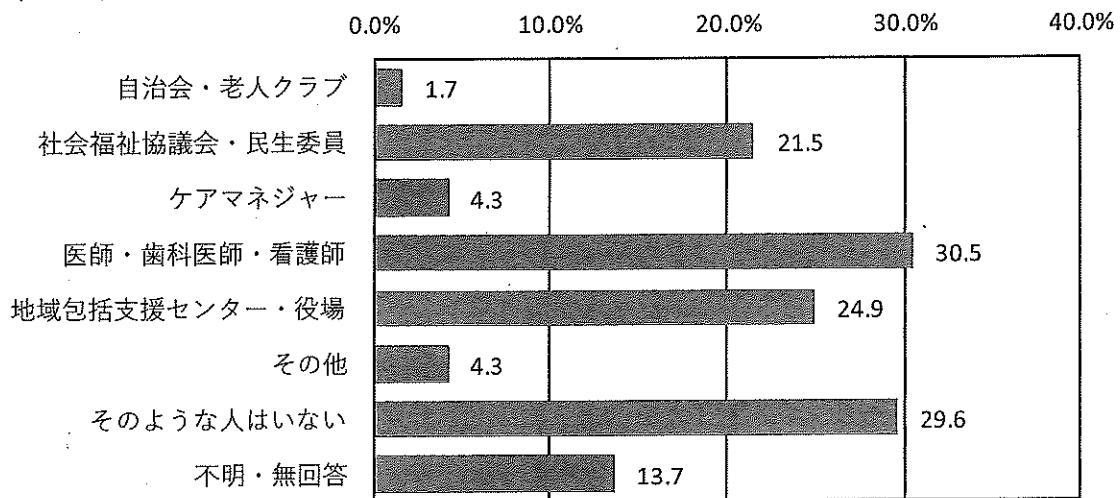
(n=233)



⑤相談相手

相談相手については、「医師・歯科医師・看護師」が30.5%と最も多く、次いで「そのような人はいない」が29.6%、「地域包括支援センター・役場」が24.9%となっています。

(n=233)

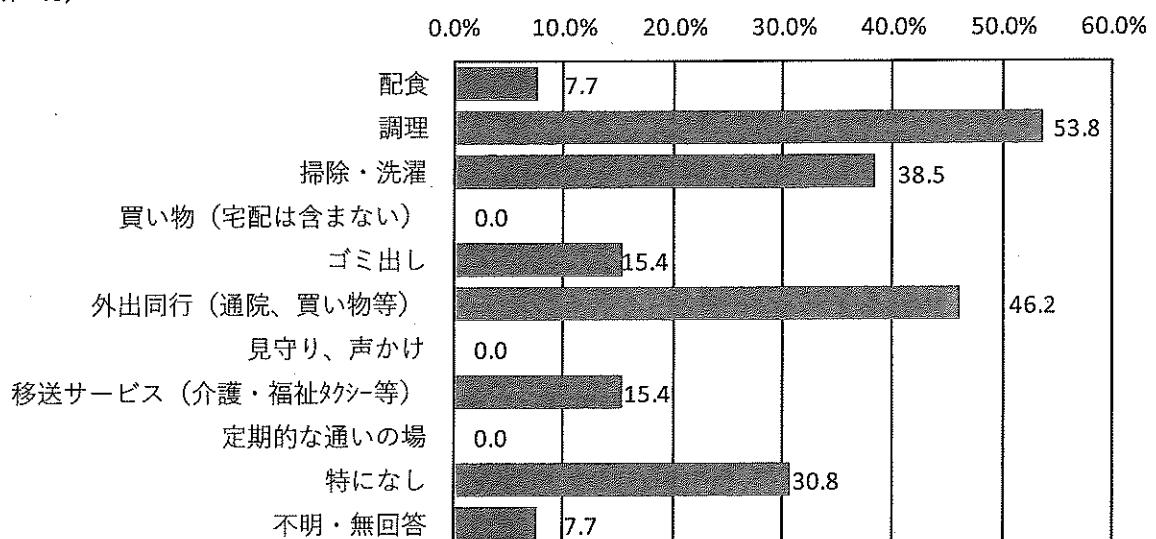


(4) 在宅介護実態調査結果の概要

①今後必要なサービスや充実が必要と感じるサービス

今後必要なサービスや充実が必要と感じるサービスについては、「調理」が53.8%と最も多く、次いで「外出同行（通院、買い物等）」が46.2%、「掃除・洗濯」が38.5%となっています。

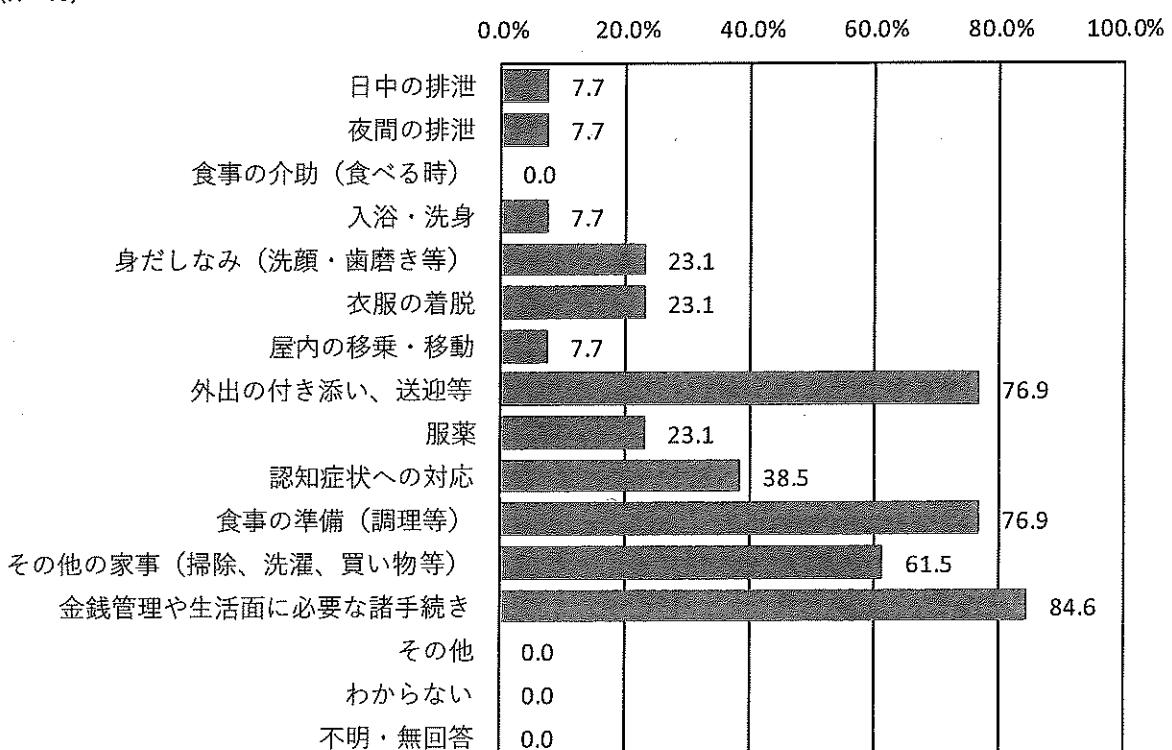
(n=13)



②現在、介護者が行っている介護

現在、介護者が行っている介護については、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が84.6%と最も多く、次いで「外出の付き添い、送迎等」と「食事の準備（調理等）」が76.9%なっています。

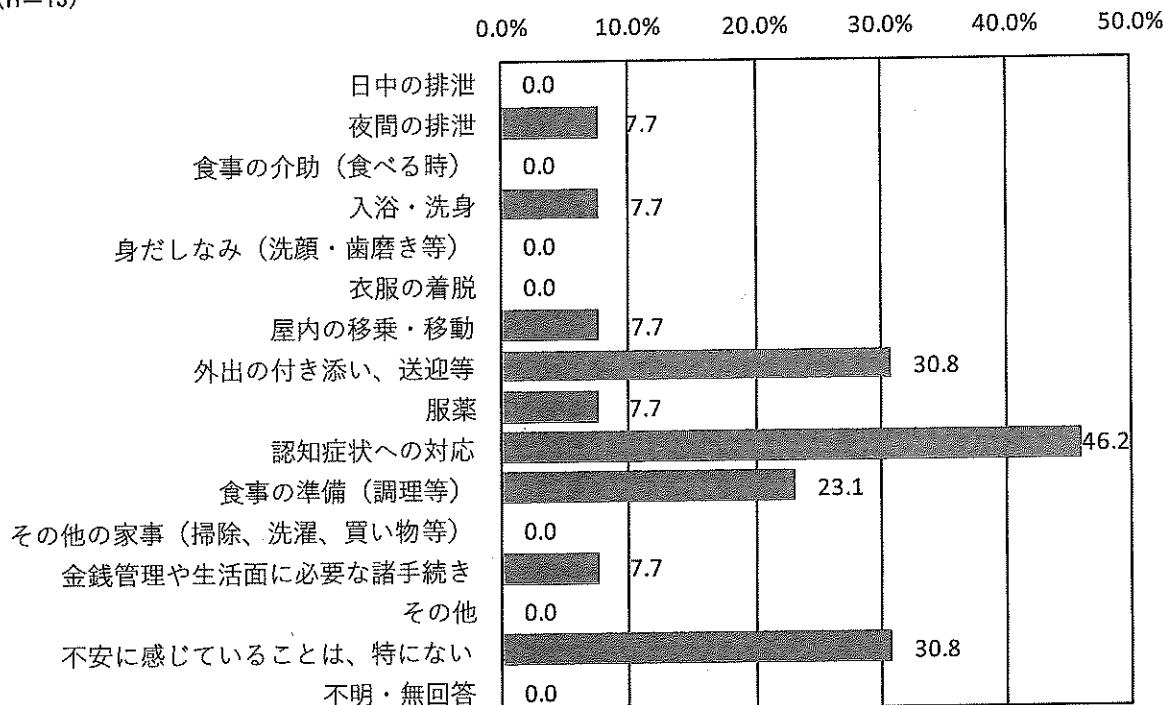
(n=13)



③介護者が不安に感じる介護

介護者が不安に感じる介護については、「認知症状への対応」が46.2%と最も多く、次いで「外出の付き添い、送迎等」と「不安に感じていることは、特になし」が30.8%となっています。

(n=13)



各 論

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で有する能力に応じ自立した日常生活を営むためには、介護サービスの提供のみにとどまらず、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に提供できる体制が必要です。

本村では、「第4次丹波山村総合計画」の健康福祉分野において、「健康でふれあいのある村づくり」を基本方針として様々な取り組みを進めてきました。

そこで本計画においては、社会の流れや本村における現状を踏まえ、「住み慣れた地域で健康で安心して暮らせる村 丹波山村」を基本理念とし、医療・介護の連携強化を図り、高齢者が元気で健康に生活でき、安心して必要なサービスを利用できるような体制の充実と強化を図ります。

そうすることで、介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）を深化・推進し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる村の実現を目指します。

住み慣れた地域で 健康で安心して暮らせる村 丹波山村

2 基本方針

○基本目標1：健康で心豊かにいきいきと過ごせる環境づくり

生涯にわたり心身ともに健康でいきいきと暮らすことができるよう、健康づくりと生活介護の推進を図ります。

また、高齢者が生きがいを持ち、様々な地域活動への参加を通じて地域社会の一員として活躍できるよう、高齢者の積極的な社会活動への参加の促進やボランティア活動への支援に取り組みます。

さらに、高齢者が日常生活において不利益を被ることがないよう、権利擁護とそのための制度の周知に努めます。

【主な取り組み】 保健福祉サービスの充実

○基本目標2：住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくり

今後も高齢者が住み慣れた地域で要介護状態になることなく、健康でいきいきと暮らすためには介護予防の取り組みの充実が必要です。そのために、介護予防が必要な高齢者や必要な取り組みを把握し、サービスを提供できる体制の整備に取り組みます。また、高齢者だけでなく、介護する家族の負担軽減や相談に対する指導・助言に努めます。

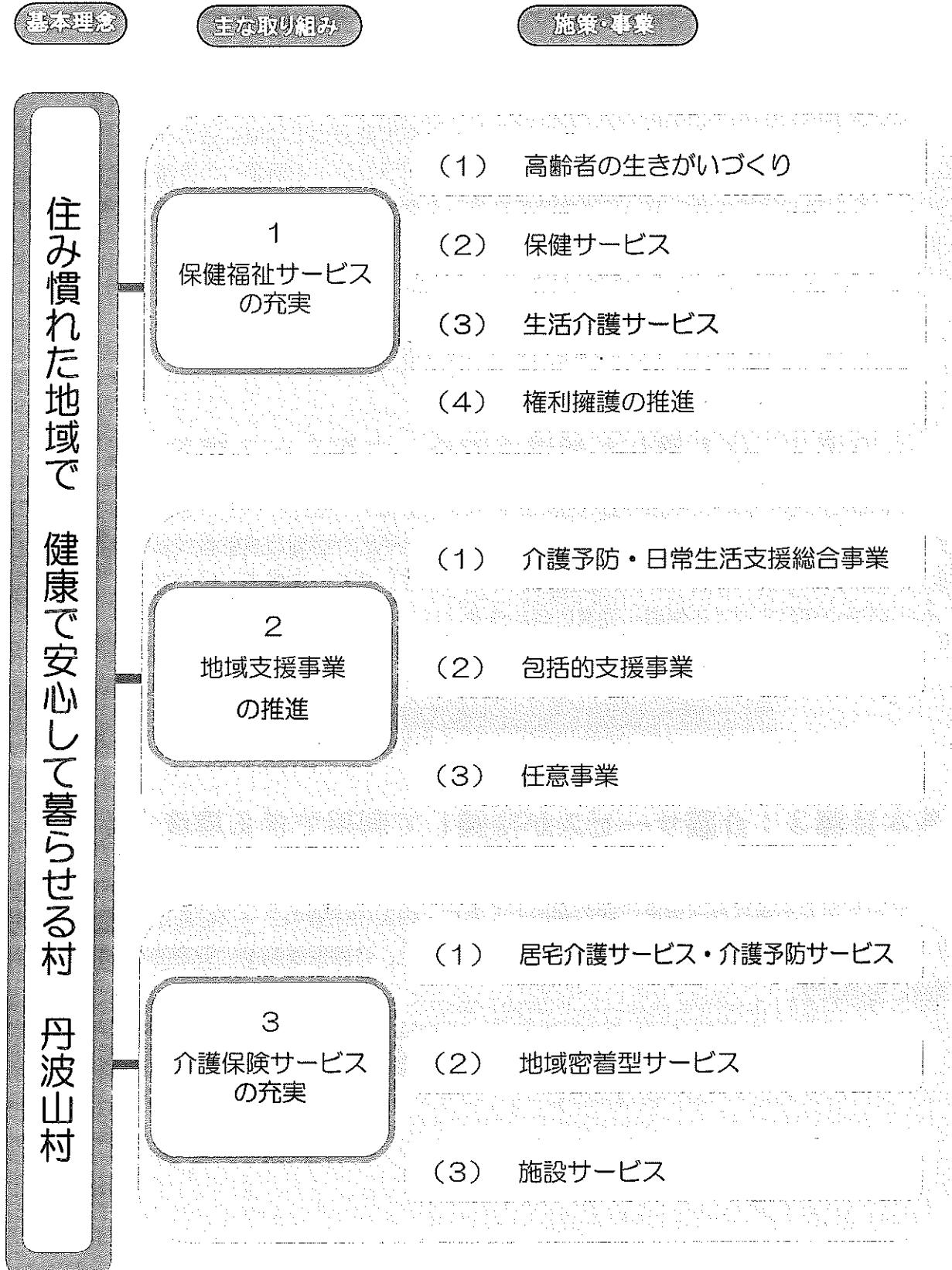
【主な取り組み】 地域支援事業の推進

○基本目標3：介護サービスが持続して利用できる環境づくり

高齢者が要介護状態等になっても可能な限り住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう、地域包括ケアシステムのさらなる推進に取り組むとともに、個人の状態やニーズに応じた適切な介護保険サービスが提供できる体制づくりに取り組みます。また、介護保険制度の安定的かつ継続的な事業運営に努めます。

【主な取り組み】 介護保険サービスの充実

3 計画の体系



4 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域の実情に応じて介護サービス基盤を空間的に考える基本単位として設定するものです。

高齢化が進む丹波山村において、村民が地域で安心して暮らしていくためには、住み慣れた身近な地域に、保健・医療・福祉・介護のサービス基盤が整備され、必要な時に必要なサービスを簡易に受けられることが必要です。

地理的条件や人口、交通事情、地域資源の集積度等を勘案し、第6期計画から引き続き1つの生活圏域として設定することで、村全体における地域包括ケアの展開を図ります。

第4章 保健福祉サービスの充実

1 高齢者の生きがいづくり

(1) ニュースポーツ交流会

高齢者の体力の向上や世代間の交流を図ることを目的に、グラウンドゴルフ等のニュースポーツを実施しています。村のスポーツ推進員と協力し、卓球・テニス、カップ等の交流会を行っていますが、高齢者の参加がないため、今後、高齢者が参加しやすい種目や時間帯の実施を検討していきます。

■指標

	第6期(実績)			第7期(目標)		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開催回数(回)	0	4	6	6	6	6

(2) 村内ゲートボール大会（高齢者スポーツ活動）

高齢者の生きがいづくりを目的に、ゲートボール大会を行い、高齢者同士の交流を促進しています。しかし、ゲートボール人口が少なく、大会の開催が厳しくなっています。そのため、引き続き高齢者同士の交流の場になるよう、高齢者への周知活動に努め、事業の維持継続を図っていきます。

(3) 老人クラブ

高齢者の生きがいづくりを推進するとともに、地域活性化につながるような地域活動となるよう、各地区の老人クラブの活動を支援しています。

アンケート結果から地域活動やグループ等への参加がない人が多く、地域の活動や行事への参加のきっかけとなるよう、環境の整備や周知に努めていきます。

また、元気な高齢者が地域福祉の担い手となるよう、リーダー等の人材育成にも取り組んでいきます。

■指標

	第6期(実績)			第7期(目標)		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
団体数(団体)	1	1	1	1	1	1

2 保健サービス

(1) 健康手帳の交付

40歳以上の方及び転入してきた方を対象に、自分自身の健康状態を把握し、健康に対する管理意識を向上することを目的に、健康手帳を交付しています。

今後も健康に対する意識を高められるよう、健康手帳の活用についても周知し、事業の維持継続に取り組んでいきます。

■指標

	第6期(実績)			第7期(目標)		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
交付数(枚)	20	15	15	14	14	12

(2) 集団健康教育

村内の各地区で40歳～64歳の方を対象に、介護予防や生活習慣病予防を目的に、集団健康教育を実施し、知識の普及や学習機会を提供しています。

現在、参加者の高齢化に伴い、年々参加者が減少しているため、今後は参加者のニーズを把握し、事業内容の充実に取り組んでいきます。

■指標

	第6期(実績)			第7期(目標)		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施回数(回)	8	7	10	10	10	9

(3) 総合健康相談

40歳～64歳の方を対象に、総合健診後に結果説明会を実施しています。今後も引き続き、メタボリックシンドローム該当者やその予備群の減少を図るために、事業内容の充実に取り組んでいきます。

■指標

	第6期(実績)			第7期(目標)		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施回数(回)	5	5	5	5	5	5

(4) がん検診

早期発見・早期治療で、がんによる死亡を減少させることを目的に、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん等の各種がん検診を実施しています。

胃がん、乳がん、子宮がん検診の受診者が少ないため、受診できる項目を増やすとともに、実施日時の調整等を行っていきます。

(5) 骨粗鬆症健診

40歳・45歳・50歳・55歳・60歳の方を対象に、骨の健康状態を把握し、骨折等の基礎疾患となりうる骨粗鬆症を予防することを目的に実施しています。

現在、受診者が少ないため、今後も骨粗鬆症に関する意識啓発を行い、受診者の増加を図っていきます。

■指標

	第6期(実績)			第7期(目標)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
受診者数(人)	2	1	3	3	4	4

(6) 訪問指導

40歳～64歳で健康診査等の結果で必要と認められた方や閉じこもりがちな方、認知症の方、寝たきりの方、介護をしている家族等を対象に、保健師が訪問し、健康が保持・増進できるよう支援しています。

現在、高齢化が進んでいることや子どもが遠方に住んでいること等により、家族を含めた指導支援が難しくなっています。そのため、家族やかかりつけ医と連携を図り、健康づくりを進められるよう、支援していきます。

■指標

	第6期(実績)			第7期(目標)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数(回)	44	50	49	49	47	47

3 生活介護サービス

(1) 緊急通報システム

65歳以上の人一人暮らし、もしくは高齢者のみの世帯の方で、緊急時に家族等が対応できない場合、緊急通報時用の電話機とペンダントを設置しています。ペンダントを押すだけで山梨県安心安全見守りセンターに自動的に通報され、救助を求めることが出来ます。

村の高齢者はほぼ横ばいとなっていますが、加入者が減少しているため、今後、対象者の把握に努め、できる限り設置することができるよう取り組んでいきます。

■指標

	第6期(実績)			第7期(目標)		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
設置台数(台)	4	2	3	3	3	4

(2) 紙おむつの支給

要介護4・5、もしくは寝たきりの高齢者がいる世帯を対象に、紙おむつを支給しています。必要としている方に適切に支給されるよう、サービスの周知を行うとともに、対象者の把握に努めていきます。

■指標

	第6期(実績)			第7期(目標)		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
支給者数(人)	1	0	1	1	1	1

(3) 介護手当支給事業

在宅で寝たきりの高齢者や、認知症高齢者を介護している方を対象に、介護者の精神的及び経済的負担の軽減を図ることを目的とし、月額1万円を支給しています。

介護者の支援を目的に、サービスの周知を行うとともに、今後も対象者の把握に努め、事業の維持継続を図っていきます。

■指標

	第6期(実績)			第7期(目標)		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
支給者数(人)	6	5	6	6	6	6

(4) 長寿祝金支給事業

村内在住の高齢者の長寿を祝うことを目的に、90歳の方には10万円、100歳の方には100万円をそれぞれ支給します。誕生日の当日に村長、住民生活課長、老人クラブ会長、担当が訪問し実施しています。

高齢者の長寿を祝うとともに、介護保険サービスの充実や生きがいづくり等に活用していただき、高齢者の生活意欲の向上につながるよう、事業の維持継続を図っていきます。

■指標

	第6期(実績)			第7期(目標)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
支給者数(人)	10	7	7	7	7	7

(5) 高齢者等食生活改善事業

食生活改善推進員が「ふれあい配食サービス」を8地区で実施しています。また、年に1回、お味噌汁の塩分測定を行い、減塩に取り組んでいます。一方、調理実習では参加者の高齢化により、年々参加者が減少しています。

今後も調理実習等で高齢者が集まり、ともに学ぶ機会の提供に取り組んでいきます。

(6) 高齢者等見守り事業

丹波山村民生委員児童委員協議会など地域住民団体等を中心に、高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して生活できるよう高齢者の見守りを行い、一人暮らしの高齢者の安否確認を行うとともに、孤独感の解消や自立した生活を支援しています。

今後も事業の周知活動に取り組み、地域住民に対する高齢者への見守りの意識啓発に努めています。

(7) 心配事相談所事業

丹波山村民生委員児童委員協議会の協力により、年数回程度、丹波山村高齢者生活福祉センター等において、日常生活のあらゆる相談を受け、助言を行っています。

今後は、一人でも多くの方に相談に来てもらえるよう、事業の周知活動に努めています。

■指標

	第6期(実績)			第7期(目標)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談者数(人)	0	0	1	1	1	1

4 権利擁護の推進

(1) 成年後見制度の充実

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者といった判断能力が不十分な方は、不当な契約をするおそれがあります。成年後見制度では、日常生活における損害を受けないよう法律的に本人の権利を守る制度となっており、本村においても高齢者が損害を受けることなく、安心して生活を送れるよう、制度の周知活動と、内容の充実に努めていきます。

(2) 認知症高齢者の権利擁護

第7期計画では、「新オレンジプランに基づく認知症施策の充実」が重点項目となっており、その中で、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進が重要となっています。そのため、今後、認知症の早期発見、早期対応を行うとともに、認知症に関する様々な支援や認知症に対する誤解や偏見を取り除き、正しい理解や知識を啓発・普及していきます。

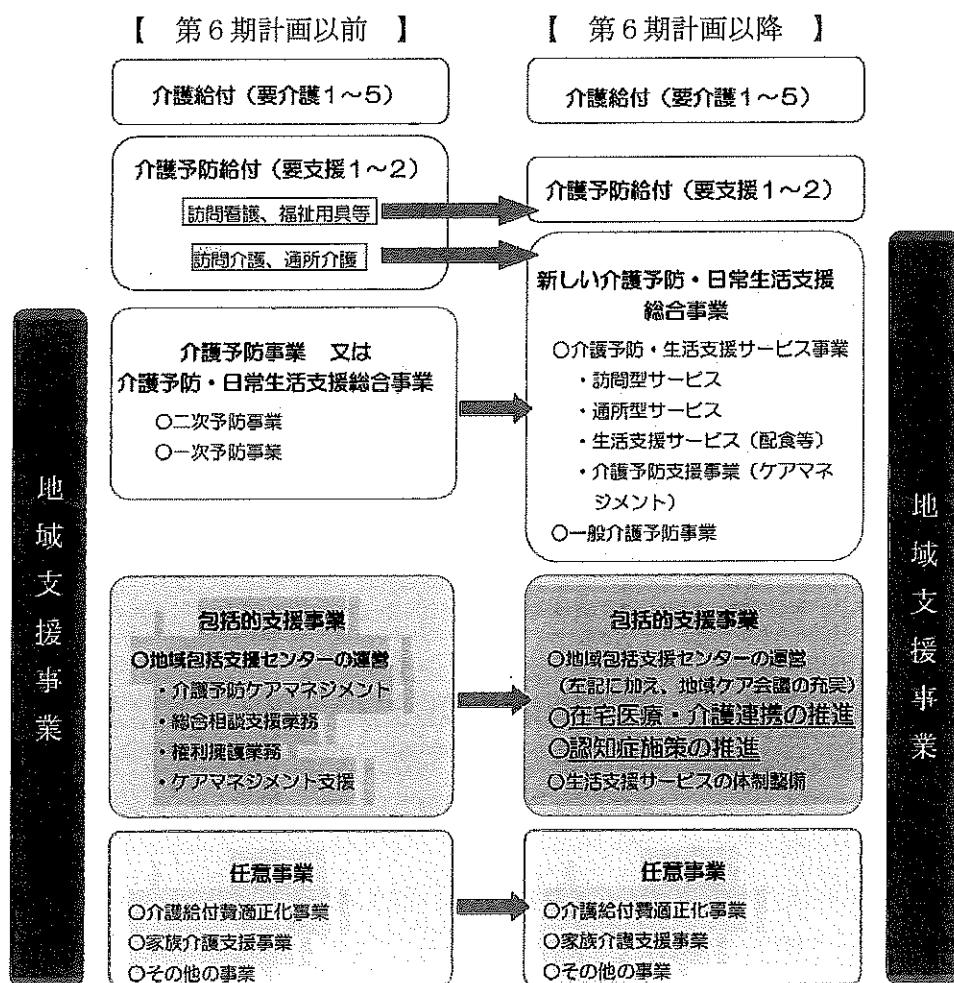
また、地域で認知症高齢者とその家族を支えることができるよう、見守り体制を強化していきます。

第5章 地域支援事業の推進

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」・「包括的支援事業」・「任意事業」から構成されており、本村でも第6期計画において、介護予防・日常生活支援総合事業の充実に取り組んできました。

平成29年度から各事業の整理、介護保険サービスである通所介護等の総合事業への移行を行っており、今後、在宅で医療や介護を受ける方のための支援や認知症への対策を進めていくことも重要となります。

図表 地域支援事業のイメージ



1 介護予防・日常生活支援総合事業

○介護予防・生活支援サービス事業

(1) 訪問型サービス

①介護予防訪問介護（訪問型介護予防事業）

保健師等が居宅を訪問して、対象者の生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談指導等を実施しています。平成29年度より、総合事業に位置づけて実施しています。

■指標

	第6期(実績)			第7期(目標)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施者数（人）			0	0	0	0

(2) 通所型サービス

①介護予防通所介護

利用者がデイサービスセンター等に通い、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活の世話や機能訓練を受けることができる事業です。平成29年度より、総合事業に位置づけて実施しています。

■指標

	第6期(実績)			第7期(目標)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施者数（人）			34	36	38	40

②通所型介護予防事業

i) 運動器の機能向上事業

運動機能が低下している介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対して、ストレッチや筋力向上トレーニングなど効果的な運動を行い、運動器の機能低下の予防・向上を図っています。

アンケート結果では転倒に対する不安を感じている人が多く、また、外出を控えている理由として、足腰などの痛みが多くなっています。そのため今後、高齢者の運動機能がより効果的に向上するよう、内容の充実に努めていきます。

(3) その他の生活支援サービス

①栄養改善を目的とした配食

高齢者及びその家族に対し食に関する情報の提供、訪問による栄養指導及び調理指導を行い、食生活の改善、健康増進を図り、介護予防を行います。また、配食を通して、見守り・安否確認を行い、孤独感の解消につなげられるよう、事業の維持継続に取り組んでいきます。

②住民ボランティア等が行う見守り

普段から高齢者が自立した生活を送れるよう、また、緊急時に支援が必要な方を把握するためにも、日常的に地域住民で見守りを行っています。今後、住民ボランティアとの連携や必要な支援に取り組んでいきます。

③自立支援に資する生活支援

介護保険サービスの訪問型サービスや通所型サービスに準じる介護保険外の事業として訪問型の介護サービスを行っています。今後も高齢者の生活上の支援を通して、見守りに取り組んでいきます。

(4) 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターが要支援者等の状況を把握し、高齢者一人ひとりの状態や置かれている環境等に応じてケアプランを作成しています。今後も高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、支援を行っていきます。

○一般介護予防事業

(1) 介護予防把握事業

基本チェックリストの活用により、閉じこもりなど、何らかの支援を必要とする人を把握し、介護予防活動につなげています。

今後、基本チェックリストからの把握だけでなく、民生委員・児童委員や地域住民からの情報提供、本人、家族からの相談等による対象者の把握に努めています。

■指標

	第6期(実績)			第7期(目標)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施者数(人)	270	274	275	280	285	290

(2) 介護予防普及啓発事業

介護予防に対する取り組みが活発になるよう、知識の普及や意識啓発を行い、高齢者が自主的に介護予防を行うことを促進しています。

今後、一人でも多くの高齢者が自主的に取り組むことができるよう、各地区での講座や介護予防に関する教室の実施など意識啓発の方法を工夫します。

■指標

	第6期(実績)			第7期(目標)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防教室参加者数(人)	135	148	120	150	160	170

(3) 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材養成を目的に、研修や地域活動組織の育成・支援を推進しています。

今後、住民のボランティアに対する関心を高め、一人でも多くの方に参加してもらえるよう、研修内容の充実や各地域活動組織との連携を図るとともに、周知活動に努めています。

(4) 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行っています。

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取り組みを機能強化するため、通所、訪問等へのリハビリ専門職等による助言等を実施しています。

2 包括的支援事業

○地域包括支援センターの運営

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

高齢者の自立保持のため、身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標とし、高齢者自身が介護予防に主体的に取り組めるよう支援を行っています。

介護予防事業への参加の働きかけや、介護予防ケアプランの作成、事業評価等を行い、高齢者一人ひとりのニーズに沿ったケアマネジメントに努めています。

(2) 総合相談支援・権利擁護事業

高齢者が安心して生活を続けられるよう、どのような支援が必要か把握・判断し、地域における適切なサービス提供を行い、総合的な相談支援を援助しています。

アンケート結果から相談相手としては、医療関係者から地域包括支援センター、村役場など多岐にわたっており、地域における様々な関係者や機関とのネットワークを構築し、高齢者の心身の状況や、家庭環境等についての実態把握を行う必要があります。

そのため、今後、自立支援や重度化防止に向けて、高齢者一人ひとりの環境把握に努めるとともに、医療・介護関係者や関係機関との連携体制を整えていきます。

(3) 包括的・継続的マネジメント事業

今後、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、個々の状況に対して、適切なケアマネジメントを行うことができるよう、ケアマネジャーに対し、ケアプラン作成技術の指導や、支援困難事例への指導・助言を行い、地域における様々な社会資源との連携・協力体制を強化していきます。

また、ケアマネジャーへの個別支援や研修を充実させ、ケアマネジャーの質の向上や支援に努めています。

(4) 地域ケア会議の充実

高齢者が、尊厳を保持しながらその人らしい生活を継続できるよう、地域ケア会議において、保健・医療・福祉の関係者や民生委員児童委員等が連携し、地域の課題発見・地域づくり・資源開発等を議論しています。今後も課題解決に向けた取り組みを検討するなど、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、ネットワークの強化を図っていきます。

■指標

	第6期(実績)			第7期(目標)		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開催回数(回)	0	0	2	2	2	2

○在宅医療・介護連携の推進

(1) 地域の医療・介護の資源の把握

高齢者が住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、地域の医療・介護の資源を抽出し、把握に努めていきます。

(2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策を検討する会議の開催

医療・介護の両方を必要とする高齢者を支援するため、在宅医療・介護連携に関する課題の抽出と対応策を検討する会議の開催に取り組んでいきます。

■指標

	第6期(実績)			第7期(目標)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数(回)	0	0	0	2	2	2

(3) 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築推進

在宅での医療・介護を切れ目なく提供することができるよう、各機関との連携やサービスの提供体制の構築に努めています。

(4) 医療・介護関係者の情報共有の支援

異なる職域に対する理解を深め、連携を図るため、医療・介護関係者の情報共有の支援に努めています。

(5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

在宅医療・介護に関する相談支援体制の構築に努めるとともに、ニーズや課題を把握し、医療や介護の関係機関の連携を深めています。

(6) 医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者の相互理解を深めるため、多職種によるグループワークや事例検討等の研修の開催に向けて、体制の充実を図っています。

■指標

	第6期(実績)			第7期(目標)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数(回)	0	0	0	1	1	1

(7) 地域住民への普及啓発

在宅での医療・介護を推進していくためには、地域住民の協力が必要不可欠であり、村の広報等での周知を行っています。

■指標

	第6期(実績)			第7期(目標)		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施回数(回)	0	0	0	1	1	1

(8) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

在宅医療・介護連携にあたっては、各医療・介護関係機関だけでなく、周辺市町村との連携を図りながら、事業内容の充実に取り組んでいきます。

○認知症施策の推進

(1) 認知症初期集中支援推進事業

認知症の人を含む、高齢者にやさしい地域づくりのため、認知症初期集中支援チームを構築しています。今後もこのチームを中心に、認知症施策に取り組んでいきます。

■指標

	第6期(実績)			第7期(目標)		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認知症初期集中支援チーム員(人)	0	0	2	2	2	2

(2) 認知症地域支援推進員設置事業

認知症になっても、住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、認知症地域支援推進員の設置を図り、地域に応じた認知症施策に取り組んでいきます。

■指標

	第6期(実績)			第7期(目標)		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認知症地域支援推進員(人)	0	0	3	3	3	3

○生活支援サービスの体制整備

(1) 生活支援コーディネーターの配置

地域で高齢者が自立した生活を送れるよう、村社会福祉協議会に委託し、「生活支援コーディネーター」を配置しています。今後も地域に不足するサービスの開発や、サービスの担い手養成とその活動する場の確保等のコーディネートを行い、サービス提供主体の連携の体制づくりなどを通じて生活支援サービスの充実を図っていきます。

■指標

	第6期(実績)			第7期(目標)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活支援 コーディネーター(人)	0	0	0	2	2	2

(2) 協議体の設置

地域包括ケアシステムの深化のため、地域のボランティアや村社会福祉協議会等の関係団体での情報共有、連携強化の場となる協議体を設置しています。今後も多様な関係主体のネットワークを構築していきます。

■指標

	第6期(実績)			第7期(目標)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
開催回数(回)	0	0	0	1	1	1

3 任意事業

(1) 介護給付費等適正化事業

介護給付費等の費用の適正化や不正請求防止を目的に、利用者に適切なサービスが提供されるよう環境の整備や、介護給付金の適正化を図っていきます。

【取り組みの内容】

①総覧点検・医療情報との突合

- 受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。
- 受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行います。

②ケアプランの点検

- プラン内容について、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取り組みの支援を目指します。

③要介護認定の適正化

- 村の職員が訪問し、区分変更申請及び更新申請にかかる認定調査を行い、点検等を実施します。
- 適正かつ公正な調査が迅速に行えるよう、調査員を対象に、研修を行います。

■指標

	第6期(実績)			第7期(目標)		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施件数(件)	18	18	18	18	18	18

④住宅改修等の点検

- 住宅改修の点検により、内容が自立支援に繋がるものであるか、適切な内容となっているかを確認します。
- 福祉用具利用者等に調査等を行い、必要性や利用状況等を確認します。

⑤要介護認定の適正化

- 受給者本人に対して、事業者からの介護報酬の請求及び給付状況等について通知します。

(2) 家族介護支援事業

①介護家族健康教育

近年、「介護疲れ」が社会問題となっており、介護をしている家族等の負担の軽減が課題となっています。そのため、介護を行う家族等を対象に、健康に対する教育や講演会を行い、高齢者等の健康の保持につなげていきます。

第6章 介護保険サービスの充実

1 居宅介護サービス・介護予防サービス

(1) 訪問介護

居宅で自立した日常生活が送れるよう、訪問介護員が要介護者等の居宅を訪問して入浴や排泄、食事等の介護や生活援助を行うサービスです。

今後もサービスの利用が増加することが見込まれるため、充実したサービスの提供に努めています。

■指標

		第6期(実績)			第7期(目標)		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護	(回／年)	156	578	323	660	660	720
予防	(人／年)	0	0	0			

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

要介護者等の自宅に入浴車等で訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の援助を行い、身体の清潔保持や心身機能の維持を図るサービスです。

サービス提供事業者がいないため、第7期計画期間において必要量は見込んでいません。今後の利用希望状況により、事業者の参入を検討していきます。

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

看護師、理学療法士、作業療法士等が主治医の指示により要介護者等の自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

サービス提供事業者がいないため、第7期計画期間において必要量は見込んでいません。今後の利用希望状況により、事業者の参入を検討していきます。

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が、要介護者等の自宅を訪問して理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。

サービス提供事業者がいないため、第7期計画期間において必要量は見込んでいません。今後の利用希望状況により、事業者の参入を検討していきます。

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師が要介護者等の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

居宅介護サービスの利用実績はほぼ横ばいとなっていますが、今後、利用希望者が増加した場合に備え、事業者の参入を検討していきます。また、介護予防サービスについては、利用者がいないため、第7期計画において必要量は見込んでいません。

■指標

		第6期(実績)			第7期(目標)		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護	(人／年)	24	24	12	12	12	12
予防	(人／年)	0	0	0	0	0	0

(6) 通所介護

利用者がデイサービスセンター等に通い、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活の世話や機能訓練を受けるサービスです。また、介護予防通所介護については平成 29 年度から総合事業に移行しており、小規模の施設（定員 18 人以下）については、地域密着型通所介護に移行しています。

居宅介護サービスについては、地域密着型通所介護に移行したため、第7期計画において必要量は見込んでいません。

■指標

		第6期(実績)			第7期(目標)		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護	(回／年)	1,118	48	60	0	0	0
予防	(人／年)	72	36	12			

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

利用者が介護老人保健施設に通い、理学療法士により、必要なリハビリテーションを受けるサービスです。

居宅介護サービスについては、平成 28 年度から利用実績があり、今後の利用希望者の増加に備え、充実したサービスの提供に努めています。

■指標

		第6期(実績)			第7期(目標)		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護	(回／年)	0	28	49	55	55	55
予防	(人／年)	0	0	0	0	0	0

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設等に要介護者等が短期入所し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。

年々利用実績が増加しており、今後もサービスの利用が増加することが見込まれるため、充実したサービスの提供に努めています。

■指標

		第6期(実績)			第7期(目標)		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護	(回／年)	240	482	990	772	962	1,627
予防	(人／年)	0	0	0	0	0	0

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（ショートケア）

介護老人保健施設、介護療養型医療施設に要介護者等が短期入所し、看護、医学的管理下における機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を受けるサービスです。

サービス提供事業者がいないため、第7期計画期間においても必要量は見込んでいません。今後の利用希望状況により、事業者の参入を検討していきます。

(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

車いすや特殊寝台などの福祉用具の貸し出しを行うサービスです。

居宅介護サービスについて利用実績はほぼ横ばい、介護予防サービスについては、平成 30 年度から利用が見込まれるため、充実したサービスの提供に取り組んでいきます。

■指標

		第6期(実績)			第7期(目標)		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護	(人／年)	36	36	12	36	36	36
予防	(人／年)	0	0	0	12	12	12

(11) 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

車いすや特殊寝台などの福祉用具を購入する場合に、その費用の一部の支給を行うサービスです。

第6期計画期間中、サービスの利用実績はありません。今後、利用希望状況により、サービス提供体制の確保に努めています。

(12) 住宅改修・介護予防住宅改修

手すりの取り付け、段差の解消等を行うことで、要介護者等の日常生活動作に適応した環境にするためのサービスで、1住宅20万円を限度に、改修費の9割を支給するサービスです。

第6期計画期間中、サービスの利用実績はありません。今後、適切なサービスが提供できるよう、個人の相談対応等を実施し、サービス提供体制の確保に努めていきます。

(13) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホームやケアハウス等に入所している要介護者等について、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うサービスです。

サービス提供事業者がいないため、第7期計画期間において必要量は見込んでいません。今後の利用希望状況により、サービスの提供を検討します。

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

利用者が居宅サービスを適切に受けられるよう、利用者の心身の状況、置かれている環境、意向等を勘案して居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するサービスです。

居宅介護サービスについては平成27年度から平成28年度にかけて増加していますが、平成28年度から横ばい、介護予防サービスについては利用実績が減少しています。

居宅介護サービス、介護予防サービスとともに、利用希望者の増加に備え、充実したサービスの提供に努めています。

■指標

		第6期(実績)			第7期(目標)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護	(人／年)	144	192	168	180	180	192
予防	(人／年)	72	36	12	12	12	12

2 地域密着型サービス

（1）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

サービス提供事業者がいないため、第7期計画期間において必要量は見込んでいません。今後の利用希望状況により、サービスの提供を検討します。

（2）夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回訪問、又は通報を受けて、要介護者の居宅で要介護者に世話をを行うサービスです。

現在対応できる事業者がいないため、第7期計画期間において必要量は見込んでいません。今後の利用希望状況により、サービスの提供を検討します。

（3）認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度までの記憶機能、及びその他の認知機能が低下した状態である方を対象に、デイサービスセンター等において、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

現在対応できる事業者がいないため、第7期計画期間において必要量は見込んでいません。今後の利用希望状況により、サービスの提供を検討します。

（4）小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護者の居宅での世話、もしくは当該拠点に通うか短期間宿泊するなどして、日常生活の世話をを行うサービスです。

現在対応できる事業者がいないため、第7期計画期間において必要量は見込んでいません。今後の利用希望状況により、サービスの提供を検討します。

(5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症のある高齢者を対象に、グループホームで共同生活をしながら、食事、入浴などの日常生活の世話などを行うサービスです。

居宅介護サービスについては平成28年度まで利用実績がありましたが、平成29年度の利用実績はなく、今後も必要量は見込んでいません。今後の利用希望状況により、サービスの提供を検討します。

■指標

		第6期(実績)			第7期(目標)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護	(人／年)	12	12	0	0	0	0
予防	(人／年)	0	0	0	0	0	0
必要利用定員総数		12	12	0	0	0	0

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29名以下で入居者が要介護者、その配偶者等に限定されている有料老人ホームに入居している要介護者に対して世話をを行うものです。

サービス提供事業者がいないため、第7期計画期間において必要量は見込んでいません。

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29名以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者を対象に、世話をを行うサービスです。

サービス提供事業者がいないため、第7期計画期間において必要量は見込んでいません。

(8) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを複合型事業所において組み合わせて提供するサービスのことです。

サービス提供事業者がいないため、第7期計画期間において必要量は見込んでいません。

(9) 地域密着型通所介護

既存のデイサービスである通所介護・介護予防通所介護のうち、利用定員が18人以下の小規模な施設が地域密着型通所介護に移行しており、通所介護同様、日常生活の世話や機能訓練を受けるサービスとなっています。

今後、利用希望者の増加に備え、充実したサービスの提供に取り組んでいきます。

■指標

		第6期(実績)			第7期(目標)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護	(回／年)		1,451	1,068	1,724	1,764	2,021

3 施設サービス

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活で常時介護が必要で、在宅では適切な介護が困難な高齢者を対象に、特別養護老人ホームに入所し、日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話などを行うサービスです。

今後も、待機者の把握や入所希望者に対して施設の紹介に努めていきます。

■指標

	第6期(実績)			第7期(目標)		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護 (人／年)	204	216	288	240	252	264

(2) 介護老人保健施設

病状が安定し、入院治療が必要でなくなった高齢者が自宅に戻ることができるよう、看護、医学的管理下における介護、及び機能訓練や日常生活上の世話を受けるサービスです。

今後も、できる限り利用者やその家族の希望に沿うことができるよう、施設の情報提供に努めていきます。

■指標

	第6期(実績)			第7期(目標)		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護 (人／年)	36	60	72	84	84	96

(3) 介護療養型医療施設（介護医療院）

急性期の治療が終わり、病状が安定期にあるものの家庭での生活に支障があり、長期間の療養や介護を必要とする高齢者を対象に、日常生活を営むことができるよう、療養上の管理や看護、医学的管理の下における介護、機能訓練及び医療を受けるサービスです。

平成 30 年度以降は介護医療院となるため、実情に応じてサービスを見込むとともに、サービスを転換・もしくは廃止します。

■指標

	第6期(実績)			第7期(目標)		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護 (人／年)	0	0	0	0	0	0

第7章 介護保険事業費の算定

1 介護保険サービスの利用見込み

(1) 予防給付費推計

要支援1、2の人に対する予防給付として、「介護予防サービス」「地域密着型介護予防サービス」等の給付費を試算すると、次のようになります。

単位:千円/年

サービスの種類	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0
介護予防通所リハビリテーション	0	0	0
介護予防短期入所生活介護	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	72	72	72
特定介護予防福祉用具購入費	0	0	0
介護予防住宅改修	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防支援	56	56	56
合 計【予防給付費】	128	128	128

(2) 介護給付費の推計

要介護1～5の人に対する介護給付として「居宅介護サービス」「地域密着型サービス」「施設サービス」等の給付費を試算すると、次のようになります。

単位:千円

サービスの種類	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護サービス			
訪問介護	1,809	1,810	1,973
訪問入浴介護	0	0	0
訪問看護	0	0	0
訪問リハビリテーション	0	0	0
居宅療養管理指導	136	136	136
通所介護	0	0	0
通所リハビリテーション	384	384	384
短期入所生活介護	6,150	7,643	12,938
短期入所療養介護(老健)	0	0	0
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
福祉用具貸与	303	303	303
特定福祉用具購入費	0	0	0
住宅改修	0	0	0
特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0
地域密着型通所介護	12,289	12,771	14,258
施設サービス			
介護老人福祉施設	56,317	59,284	62,013
介護老人保健施設	22,380	23,165	26,688
介護療養型医療施設(介護医療院)	0	0	0
居宅介護支援	2,530	2,531	2,731
合計【介護給付費】	102,298	108,027	121,424

(3) 第1号被保険者の推計

第1号被保険者数は、所得段階別にみた補正を行うと、次のようになります。

単位：人

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
第1号被保険者数				
前期(65～74歳)	91	89	90	270
後期(75歳～)	203	201	197	601
所得段階別加入割合				
第1段階	62	62	62	186
第2段階	58	58	58	174
第3段階	35	35	35	105
第4段階	20	20	19	59
第5段階	49	49	47	145
第6段階	35	34	34	103
第7段階	15	14	14	43
第8段階	8	7	7	22
第9段階	12	11	11	34
合計	294	290	287	871

2 介護保険給付にかかる事業費と保険料の見込み

(1) 標準給付費の推計

国から示された推計方法に基づき、第7期（平成30年度～32年度）の介護保険給付費等を算出した結果は以下のとおりです。

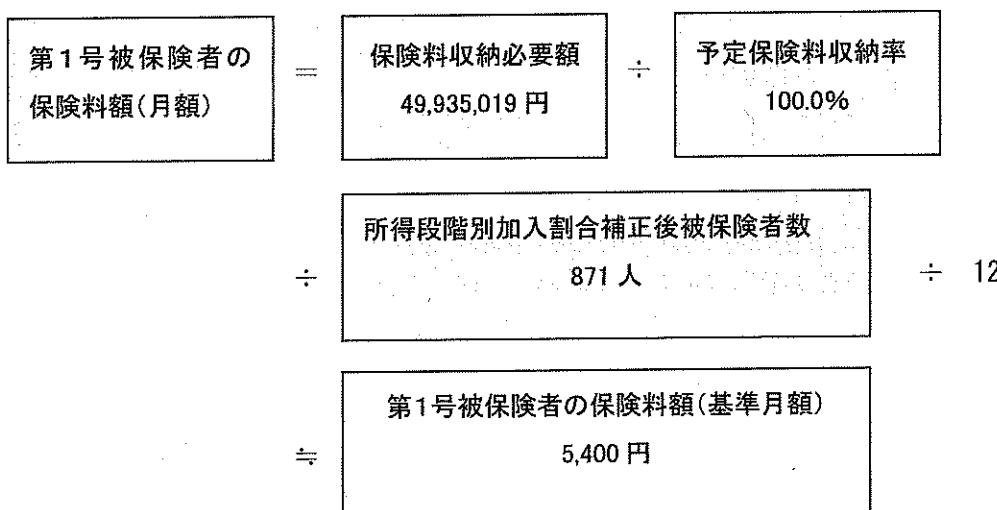
単位：千円

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
総給付費(一定以上所得者負担の調整後)	102,412	109,404	124,279	336,095
特定入所者介護サービス費等給付額 (資産等勘査調整後)	9,600	9,700	9,800	29,100
高額介護サービス費	2,700	2,800	2,900	8,400
高額医療合算介護サービス費等給付額	160	180	180	520
審査支払手数料	82	82	82	246
標準給付費見込額	114,947	122,160	137,236	374,343
地域支援事業費	1,400	1,520	1,640	4,560

注：千円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない箇所があります

(2) 第1号被保険者の保険料額の算出

第7期（平成30年度～32年度）における第1号被保険者の介護保険料は、以下の考え方により設定しています。



(3) 保険料見込み額

保険料は以下の通り、9段階となっています。

■所得段階別保険料

所得段階	負担割合	対象となる方	保険料(月額)	保険料(年額)
第1段階	0.50	生活保護を受けている方 老齢福祉年金を受けており、かつ世帯全員が住民税非課税の方 本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	2,700 円	32,400 円
第2段階	0.75	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下の方	4,100 円	49,200 円
第3段階	0.75	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える方	4,100 円	49,200 円
第4段階	0.90	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	4,900 円	58,800 円
第5段階	1.00	本人が住民税非課税で世帯内に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	5,400 円	64,800 円
第6段階	1.20	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	6,500 円	78,000 円
第7段階	1.30	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	7,000 円	84,000 円
第8段階	1.50	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	8,100 円	97,200 円
第9段階	1.70	本人が住民税課税で合計所得金額が300万円以上の方	9,200 円	110,400 円

※第5段階の月額に12ヶ月を乗算し、年額を算出します。その年額に各段階ごとの負担割合を乗算し、年額を算出します。その年額を12ヶ月で割り戻し、100円未満を四捨五入して月額を算出します。

第8章 計画の円滑な運営に向けて

1 連携体制の強化

(1) 保健・医療・福祉の連携

高齢者が住み慣れた地域で生活を送るためには、高齢者の生活の質の確保や介護予防の取り組みを推進していく必要があります。第6期計画期間中には、定期的に情報交換を行い、連携を図ってきました。

今後、介護保険制度の普及及び地域支援事業等の推進にあたり、より密接な連携を図り、情報交換や専門的ケア及び保健・福祉サービス等の調整を実施します。

また、地域包括支援センターを中心とした地域全体の連携の強化や、医療機関や民間サービス事業者の連携による、高齢者の退院後の適切なサービスの提供、地域課題の検討・対応を図っていきます。

(2) 関係団体との連携

社会福祉協議会は、住民や当事者、ボランティア、社会福祉事業や関連分野の関係者等が構成員として積極的に参加し、行政では手の届かないきめ細かな分野で村民と関わり、高齢者の生活を支援しています。また、丹波山村民生委員児童委員協議会では、一人暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者等への援助をはじめ、生活上の様々な問題を抱えている方々の相談・援助を行っています。

各関係機関や団体と連携することで、見守りなど高齢者の生活への支援を強化してきました。今後は、村内の地域福祉を充実し、保健・医療・福祉の円滑な実施に向けた指導の強化を図っていきます。

2 情報提供と相談体制の充実

（1）制度の周知と広報の充実

介護保険制度や各サービスの利用・契約に役立つ知識や、サービス事業者等を利用者に継続的に情報提供するとともに、利用者や介護者相互間の情報交換の機会づくりを整備します。一人暮らしや閉じこもりがちな高齢者等、できる限り一人ひとりのニーズに沿った情報を提供できるよう努めます。

情報提供には、広報等やチラシ、パンフレットに掲載する他、村内にある自治会等の協力を仰ぎながら周知活動に取り組んでいきます。

（2）相談・苦情窓口の充実

サービスの内容や事業者等、さまざまな苦情や相談等については、地域包括支援センターにおいても受けられるよう、体制整備を進めるとともに、指定居宅介護支援事業者、関係機関との連携を確保し対応してきました。寄せられた相談、苦情内容については村が取りまとめ、広報、サービス改善へと役立てていきます。

今後は、相談に対して隨時応じができるよう、相談窓口の充実を図り、丹波山村地域包括支援センターの運営・周知に取り組んでいきます。

3 サービス手続きの簡素化

（1）申請窓口の統合

高齢者が安心して介護保険制度を利用できることを目的に、各種サービスの手続きをできる限り簡素化し、本村においては保健・医療・福祉の申請窓口を統合しています。また、地域包括支援センターでの介護給付対象サービスの手続きや、県及び市町村単独事業の申請事務との連携体制を構築させ、今後もより高齢者が利用しやすいサービスの手続きの簡素化に取り組んでいきます。

丹波山村
高齢者保健福祉計画
第7期介護保険事業計画

発行年月 平成30年3月
発 行 丹波山村
編 集 丹波山村民生活課
〒409-0305 山梨県北都留郡丹波山村890番地
Tel 0428-88-0211
Fax 0428-88-0207
